

議案第 7 2 号

小松島市コミュニティ集会所条例の一部を改正する条例について

小松島市コミュニティ集会所条例(昭和 5 8 年小松島市条例第 3 1 号)  
の一部を別紙のように改正する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

小松島市長 中 山 俊 雄

## 小松島市コミュニティ集会所条例の一部を改正する条例

小松島市コミュニティ集会所条例（昭和58年小松島市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第6条を次のように改める。

（市が管理する集会所の使用料）

第6条 集会所のうち、市が管理するものの使用料は、無料とする。ただし、営利を目的として利用する場合は、市は、各室1時間につき1平方メートルあたり50円を単位として算定される額の使用料を徴することができる。

第8条を第9条とする。

第7条の見出しを「（使用料及び利用料金の減免）」に改め、同条中第2項を削り、第1項を第2項とし、第1項として次の1項を加える。

市は、第6条ただし書の規定にかかわらず、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（指定管理者が管理する集会所の利用料金）

第7条 集会所のうち、第5条の規定により指定管理者が管理するものであって、市長が適当と認めるものについては、当該指定管理者は、利用者から当該集会所の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を收受することができる。

2 前項の利用料金の額は、各室1時間につき1平方メートルあたり50円を単位として算定される額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。